

平成30年3月12日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察監 野口(内2133) 監察査察課 大平(内2136) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 木地尾(内3746、直通Tel.073-441-3640) 学校人事課 堀本(内3668)

不正行為等通報の受理・処理状況について

平成30年2月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	6
職員等	
計	6

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	6

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある振興局では、建物の入り口に喫煙所がある。入り口から離れた場所に喫煙スペースを設置できないか。	通報のあった建物の入り口は、振興局で設置している喫煙スペースではないため、置かれていた灰皿を撤去した。
②	ある公益等法人の職員は、不適正な事務処理を行っている。	所管課に対し、事実確認を行い、対応するよう指示した。
③	ある振興局は、不動産登記業務委託契約をしている公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対する発注が、一部の協会員に偏っている。職員と癒着しているのではないか。	調査の結果、県から公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に不動産登記業務を発注する際に、特定の土地家屋調査士を指定していないことを確認した。
④	誰々と誰々が異動を希望していると他の職員が話しているのを聞いた。職員申告書の内容を他言されているのか不安になる。個人情報の管理を徹底してほしい。	匿名の通報であり、通報内容について確認することができないため、不受理とした。
⑤	ある出先機関の事務補助職員は、来客用駐車場に自家用車を常駐している。	当該職員は、近隣に駐車場を借りており、来客用駐車場に常駐しているとは確認できなかった。
⑥	ある出先機関において、毎日のように勤務時間内に喫煙所で30分以上喫煙している人がいる。	所属長に対し、事実確認を行い、対応するよう指示した。

通報内容を分類すると次のようになります。

- (1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの ③
-
- (2) 県の行政事務処理、その他に関するもの ①②④⑤⑥
-

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	2
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2 ③⑤
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	3 ①②⑥
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	1 ④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(1月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

H30.1月 ①	ある所属長は、部下に対して、机をたたいたり、罵倒していると聞いた。	パワーハラスメントと取られかねないような行為については、十分注意して、良好な職場環境を構築するよう、口頭で注意した。
H30.1月 ⑧	ある所属長は、自分の感情にまかせて職員を叱責している。パワハラではないか。	直ちにパワーハラスメントと認められる事実は確認できなかったが、部下に対し適切な指導を行い、良好な職場環境を構築するように注意喚起した。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	
職員等	2
計	2

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	2

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

	通報内容	処理状況
①	問題を起こした教員を異動させてほしい。	通報者に県教育委員会の人事異動の方針を説明した。
②	教員が県教育委員会へ異動する際には、本人の意向を聞くなど、承諾を得たうえで行うべきである。	県教育委員会への人事異動については、当該教諭の意向を確認したうえでやっている。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

2 ①②

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの

2 ①②

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

2 ①②

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3) 調査を継続中としたもの

(4) 不受理としたもの

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(1月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。